

# 第75回

## 定時株主総会 招集ご通知

### 開催日時

2024年6月27日(木曜日)

午前10時

### 開催場所

名古屋市熱田区熱田西町1番1号

名古屋国際会議場

3号館3階 国際会議室

会場変更	会場が前回と異なりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
------	---

### 議案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

株式会社木曽路

証券コード：8160

(証券コード 8160)  
2024年6月7日

株 主 各 位

名古屋市昭和区白金三丁目18番13号  
**株式会社 木 曾 路**  
取締役社長 内 田 豊 稔

## 第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.kisoji.co.jp/company/ir/stock.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/8160/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「木曾路」又は「コード」に当社証券コード「8160」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、ご出席に代えて、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市熱田区熱田西町1番1号  
名古屋国際会議場 3号館3階 国際会議室  
（注）開催場所は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。  
※会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項  
報告事項
- 1.第75期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査  
結果報告の件
- 2.第75期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

以 上

# 株主総会に関するご留意事項

- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

日時

2024年6月27日(木曜日) 午前10時

場所

名古屋国際会議場 3号館3階 国際会議室  
（「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### インターネットによる議決権行使の場合



当社指定の議決権行使専用ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日) 午後5時30分入力完了分まで

### 書面（郵送）による議決権行使の場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

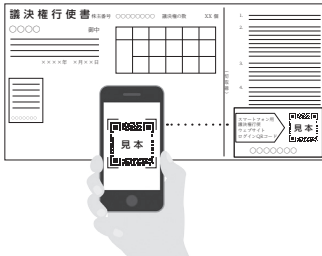
- ・インターネット等による議決権行使に際しましては「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効とし、また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

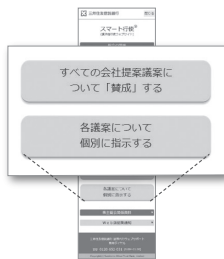
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

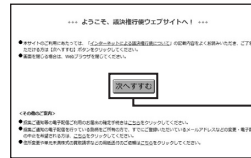
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

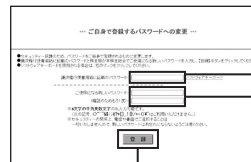
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事業報告

( 2023年4月1日から  
2024年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国経済は、春闘での賃上げや新型コロナウイルス感染症の5類移行、上昇コストの販売価格への転嫁等により経済活動の活性化が進み、デフレ脱却につながる動きがみられました。個人消費は、物価高による節約志向の高まりやコロナ後の需要の一巡により徐々に弱含みとなり依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、個人消費の回復やインバウンド需要の拡大の一方で、不安定な国際情勢、円安等による輸入食材価格の上昇やエネルギー価格の高止まり、人手不足による時給の上昇、お客様の利用形態の大きな変化など引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中で、当社グループは、お客様に安心して美味しいお食事を楽しんでいただけるよう努めております。

営業面において、主力業態であるしゃぶしゃぶ・日本料理の「木曽路」部門は、季節を先取りした付加価値の高い料理のお値打ちな価格での提供や、おもてなしの店舗教育、効果的な販売促進を実施してまいりました。第2の柱としての焼肉部門では、木曽路ブランドを活かした店舗の認知向上や、経営資源の集中を図るため、中部地区で展開していた焼肉の「じゃんじゃん亭」を「くいどん」へ業態転換、2023年7月1日には子会社である株式会社大將軍の吸収合併を行いました。中部地区と東日本地区との一体的な販売促進の実施や管理部門などの重複する業務を統合して業務効率化に努めてまいりました。

費用面においては、新規取引先の開拓による原価低減、品質向上に努めるとともに、客数予想もとにしたシフト管理の徹底、マルチスキル化などの生産性向上に向けた取り組みを実施してまいりました。また省エネ設備への更新、ソーラーパネルの設置など光熱費の低減によるサステナブルな取り組みにも努めております。

新規出店、改築・改装につきましては、2店舗の出店、8店舗の改装（うち業態転換5店舗）及び2店舗の退店を実施し、当連結会計年度末の店舗数は193店舗となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、529億84百万円（前年同期比15.4%増加）、営業利益は22億46百万円（前年同期実績5億81百万円の損失）、経常利益は22億78百万円（同5億15百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億36百万円（同10億82百万円の損失）となりました。

なお、働き方改革の一環として当社グループ全体で、2023年5月8日、9日の2日間、全店一斉休業を実施しました。今後も働きやすい魅力ある企業づくりにも努めてまいります。

(部門別の概況)

## 木曽路部門

しゃぶしゃぶ・日本料理の「木曽路」業態は、3店舗の改装を実施し、当連結会計年度末店舗数は126店舗であります。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの5類への移行による国内の人流回復、消費動向の変化に対応すべく、大型宴会に代わる個人需要の取り込みとして、慶事需要の獲得強化、季節を先取りしたフェアの実施による来店動機促進を図りました。また、お持ち帰り需要に対応した著名料理人とのコラボ弁当、定番弁当のブラッシュアップやご自宅でお楽しみいただける「しゃぶしゃぶセット」等の販売を継続しています。

その結果、売上高は419億62百万円（前年同期比 16.1%増加）となりました。

## 焼肉部門

特選和牛の「大將軍」及び国産牛焼肉の「くいどん」は、東日本地区で2店舗の出店、中部地区で「じゃんじゃん亭」から「くいどん」への業態転換を4店舗実施し、当連結会計年度末店舗数は50店舗となりました。

子会社合併に伴った営業体制の再構築とともに、木曽路ブランドを活かした店舗の認知向上策の実施、また既存顧客に対しては、アプリによる推奨商品やフェアの案内等の配信、新規顧客獲得に向けた折込・ポスティング等を実施し来店客数の増加に努めてまいりました。

その結果、売上高は81億38百万円（同 2.3%増加）となりました。

## その他部門

居酒屋（「とりかく」、「大穴」）業態は、1店舗の改装（うち業態転換1店舗）と1店舗の退店により、当連結会計年度末店舗数は7店舗となりました。コロナの規制が緩和されたことにより来店回数、グループ人数の増加により、売上高は10億60百万円（同 27.3%増加）となりました。

和食しゃぶしゃぶの「鈴のれん」業態は、店舗の異動はなく、当連結会計年度末店舗数は5店舗であります。来店客数が増加したこと等により、売上高は6億90百万円（同 11.4%増加）となりました。

その他業態は、食肉加工卸売、からあげ専門店の「からしげ」、EC物販（しぐれ煮、胡麻だれ類、季節商品等）及び不動産賃貸等であります。前連結会計年度に株式会社建部食肉産業（食肉加工卸売）を子会社化したこともあり、売上高は15億21百万円（同 156.2%増加）となりました。

## 部門別売上高

部	門	区	分	売	上	高
木	曾	路	部	門		41,962百万円
焼	肉	部	門			8,138
そ	の	他	部	門		3,272

(注) 部門別売上高は連結取引高の相殺消去前の数値であります。

## (2) 対処すべき課題

消費者の購買活動はコロナ禍以前の状態に戻つつ緩やかな回復軌道にあり、2024年度の春闘での高い賃上げ率による実質賃金の上昇、企業の業績改善から成長へ向けての投資意欲の強さから消費は底堅く推移すると予想されます。一方で円安や原料価格の高騰・需給の変化、光熱費や物流費の上昇及び継続的な人手不足など依然として事業を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと予想しております。

このような経営環境の中で、当社グループは基本方針通り、お客様の食の安全・安心を追求するとともにコンプライアンスの徹底、企業規模の拡大に向け、組織の在り方を常に見直し、教育体系を整備し、新規出店や新事業開発等を実施してまいります。新時代に向けた魅力のある企業づくりを行い、人材の確保、育成へとつなげるために次の課題に取り組んでまいります。

第一は、「企業の社会的責任の自覚」であります。

コンプライアンスの徹底、食の安全と安心の追求をすべてのことに優先していきます。持続可能な開発目標（SDGs）に取り組みとして、フードロスの削減や紙資料の使用量削減など環境への配慮も進めてまいります。

第二は、「経営基盤の強化」であります。

組織力の向上を目指し、経営理念の共有や部門間の協業を推進してまいります。また、教育体系の再構築と労働環境の改善を通じて、定着と高い専門性を持つ人材の育成に努めてまいります。

第三は、「営業基盤の強化」であります。

接客や調理の基本の徹底に加え、サービスの質を高めるための教育システムを構築してまいります。また、商品開発にも注力し、コアメニューの質向上や季節を先取りした付加価値の高い新商品の開発を進めてまいります。

第四は、「収益基盤の強化」であります。

生産性の向上を目指し、デジタル化の推進により業務効率を高めてまいります。また、EC物販の拡大、海外展開、M&Aの機会を模索し、新業態の開発も実施してまいります。



### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資総額（差入保証金等を含む）は、39億98百万円であり、その内訳は、店舗の新設に3億14百万円、店舗の改築・改装等に34億65百万円、工場設備改修及び情報システム関連投資等に2億18百万円であります。

なお、当連結会計年度中の固定資産除売却損は、1億88百万円であります。

### (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (5) 主要な借入先（2024年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,000百万円
株 式 会 社 愛 知 銀 行	900
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	900
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	900
株 式 会 社 千 葉 銀 行	771

## (6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 72 期 (2021年3月期)	第 73 期 (2022年3月期)	第 74 期 (2023年3月期)	第 75 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高	31,067	36,778	45,930	52,984
経常利益又は経常損失 (△)	△3,567	1,820	△515	2,278
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△)	△5,577	650	△1,082	436
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	△218円46銭	25円15銭	△38円64銭	15円50銭
総 資 産	46,344	47,898	48,412	45,974
純 資 産	23,469	26,601	27,331	27,657

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第73期の期首から適用しており、第73期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 第74期において、株式会社建部食肉産業の全株式を取得し、連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を2022年12月31日としております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 72 期 (2021年 3 月期)	第 73 期 (2022年 3 月期)	第 74 期 (2023年 3 月期)	第 75 期 (当事業年度) (2024年 3 月期)
売 上 高	31,067	31,978	39,414	50,731
経常利益又は経常損失 (△)	△3,542	1,746	△293	2,293
当期純利益又は当期純 損失 (△)	△5,553	649	△740	84
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純 損失 (△)	△217円49銭	25円10銭	△26円42銭	3 円00銭
総 資 産	42,026	44,051	45,231	45,929
純 資 産	23,491	26,611	27,685	27,672

(7) 重要な子会社の状況 (2024年 3月31日現在)

株式会社大將軍につきましては、2023年 7月 1 日付で株式会社木曾路と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

(8) 主要な事業内容 (2024年 3月31日現在)

当社グループは、料理・飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しております。

事 業 部 門 の 名 称	事 業 内 容	
木 曾 路 部 門	しゃぶしゃぶ・日本料理の「木曾路」	
焼 肉 部 門	特選和牛の「大將軍」、国産牛焼肉の「くいどん」	
そ の 他 部 門	居酒屋	居酒屋の「大穴」、鶏料理の「とりかく」
	鈴のれん	和食しゃぶしゃぶの「鈴のれん」
	その他	からあげ専門店の「からしげ」、EC物販、不動産賃貸の経営、食肉の加工販売

(9) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

当社

本社 : 愛知県名古屋市昭和区  
東日本本部 : 東京都江東区  
西日本本部 : 大阪府吹田市  
直営店舗 : 193店舗

店舗の地域別分布

区	分	店	舗	数	区	分	店	舗	数
枋	木	県		2	岐	阜	県		4
茨	城	県		1	三	重	県		4
群	馬	県		3	和	歌	山	県	1
埼	玉	県		16	奈	良	県		2
千	葉	県		33	大	阪	府		18
東	京	都		34	兵	庫	県		8
神	奈	川	県	17	岡	山	県		1
静	岡	県		1	福	岡	県		3
愛	知	県		45		計			193

名古屋工場 : 愛知県大府市 (調理加工場兼物流センター)

守山工場 : 愛知県名古屋市守山区 (調理加工場)

千葉工場 : 千葉県千葉市中央区 (調理加工場)

(10) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

部 門 別	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
木 曾 路 部 門	916 (2,583) 名	68名減 (374名増)
焼 肉 部 門	97 (549)	75名減 (139名減)
そ の 他 部 門	31 (153)	15名増 (45名増)
全 社 ( 共 通 )	265 (134)	99名増 (1名増)
合 計	1,309 (3,419)	29名減 (281名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 「全社 (共通)」として記載されている使用人数は、管理部門に所属するものであります。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,305 (3,401) 名	125名増 (826名増)	44.9歳	11.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況に関する事項 (2024年3月31日現在)

### (1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株  
② 発行済株式の総数 28,543,889株 (うち自己株式 383,275株)  
③ 株主数 29,151名  
④ 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,539千株	9.01 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,113	3.95
木曾路共栄会	1,048	3.72
アサヒビール株式会社	496	1.76
株式会社三菱UFJ銀行	385	1.36
麒麟麦酒株式会社	352	1.25
サントリー株式会社	352	1.25
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	333	1.18
名古屋製酪株式会社	234	0.83
株式会社愛知銀行	224	0.79

- (注) 1. 当社の自己株式383,275株は、上記の大株主から除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

### (2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉 江 源 之	
代表取締役社長	内 田 豊 稔	
常務取締役	松 岡 利 朗	第一営業本部長兼東日本本部長
常務取締役	大 橋 浩	経営企画本部長
取締役	合 田 光 博	木曽路東日本第三営業部長
取締役	中 根 昌 秋	営業推進本部長
取締役	松 井 常 芳	(株)MA企画 代表取締役
取締役	伊 藤 邦 昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長
取締役 (監査等委員・常勤)	稲 守 和 之	(株)建部食肉産業 監査役
取締役 (監査等委員)	熊 田 登 与 子	熊田法律事務所 パートナー弁護士
取締役 (監査等委員)	平 野 善 得	公認会計士平野善得事務所 所長 愛三工業(株) 社外監査役 キムラユニティー(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役松井常芳氏及び伊藤邦昭氏並びに取締役（監査等委員）熊田登与子氏及び平野善得氏は、社外取締役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。
2. 取締役（監査等委員）平野善得氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高めるために稲守和之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は2023年6月28日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役稲守和之氏、熊田登与子氏及び平野善得氏は任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。

4. 当事業年度中における取締役の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
合 田 光 博	(株)木曽路 執行役員 兼 (株)大將軍 代表取 締役社長	(株)木曽路 取締役 兼 (株)大將軍 代表取 締役社長	2023年6月28日
中 根 昌 秋	執行役員 営業本部副 本部長 兼 中部本部長 兼 木曽路名古屋 営業部長	取締役 営業本部副本 部長 兼 中部本部長 兼 木曽路名古屋営業 部長	2023年6月28日
合 田 光 博	(株)木曽路 取締役 兼 (株)大將軍 代表取 締役社長	取締役 焼肉事業本部 長	2023年7月1日
松 岡 利 朗	常務取締役 営業本部 長 兼 東日本本部長	常務取締役 第一営業 本部長 兼 東日本本 部長	2024年2月1日
大 橋 浩	常務取締役 管理本部 長 兼 経営企画部長	常務取締役 経営企画 本部長	2024年2月1日
合 田 光 博	取締役 焼肉事業本部 長 兼 焼肉東日本営 業部長	取締役 木曽路東日本 第三営業部長	2024年2月1日
中 根 昌 秋	取締役 営業本部副本 部長 兼 中部本部長 兼 木曽路名古屋営業 部長	取締役 営業推進本部 長	2024年2月1日



5. 取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数及び取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮しつつ適材適所の観点より、総合的に検討したうえで、取締役候補者を指名しております。取締役のスキル一覧表「スキルマトリクス」は、次のとおりです。

役 職	氏 名	企	外	営	法	財	人	コ
代表取締役会長	吉 江 源 之	●	●	●		●	●	●
代表取締役社長	内 田 豊 稔	●	●	●		●	●	●
常務取締役	松 岡 利 朗	●	●	●			●	●
常務取締役	大 橋 浩	●	●		●	●		●
取締役	合 田 光 博		●	●				●
取締役	中 根 昌 秋		●	●				●
取締役	松 井 常 芳	●		●				●
取締役	伊 藤 邦 昭	●		●		●		●
取締役 (監査等委員・常勤)	稲 守 和 之		●			●		●
取締役 (監査等委員)	熊 田 登与子				●		●	●
取締役 (監査等委員)	平 野 善 得	●			●	●		●

企：企業経営

外：外食業界

営：営業、マーケティング

法：法務

財：財務、会計、IT

人：人事労務、人材開発

コ：コンプライアンス、リスクマネジメント

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条その他の法令の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額を限度としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（当社の取締役、執行役員）が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2023年6月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針と新たな指名報酬委員会規程の制定について決議をしております。また、取締役会は、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と実質的に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、退職慰労金については、2008年6月27日をもって制度を廃止しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

#### i. 基本方針

業務執行取締役の報酬は基本報酬及び業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については基本報酬のみを支給します。

#### ii. 基本報酬に関する方針

月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

#### iii. 業績連動報酬に関する方針

当該連結会計年度の経常利益を基準とし、業績指標（K P I）を反映した現金報酬とし、毎年一定の時期に支給します。

#### iv. 報酬等の割合に関する方針

指名報酬委員会で検討を行い、取締役会は同委員会の答申内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬内容を決定することとしております。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は基本報酬：業績連動報酬＝85:15とします。（K P Iを100%達成の場合）

#### v. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

個人別査定については取締役会で決議することとし、各取締役の基本報酬及び担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は社外役員を中心とした指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得て、当該答申の内容を尊重し決定するものとしております。

#### vi. 自社株報酬制度について

指名報酬委員会の設置・運営により、より客観性・透明性のある手続きとなり、今後は自社株報酬制度の導入の可否等を検討してまいります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。) (うち社外取締役)	160 (10)	160 (10)	—	—	8 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14 (7)	14 (7)	—	—	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	4 (2)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	179 (19)	179 (19)	—	—	11 (4)

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は、2023年6月28日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査役に対する報酬額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであります。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第74回定時株主総会決議において、300百万円(内、社外取締役分は30百万円以内)(年額)を限度としております。(対象の取締役(監査等委員である取締役を除く。))8名。内、社外取締役2名)なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第74回定時株主総会決議において、30百万円(年額)を限度としております。(対象の取締役(監査等委員)3名)

⑤ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職	先	当社との関係
取 締 役	松 井 常 芳	(株)MA企画 代表取締役		特別な関係はありません。
取 締 役	伊 藤 邦 昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長		特別な関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	熊 田 登 与 子	熊田法律事務所 パートナー弁護士		特別な関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	平 野 善 得	公認会計士平野善得事務所 所長 愛三工業(株) 社外監査役 キムラユニティー(株) 社外取締役		特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	松 井 常 芳	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識を生かし、独立した立場と外部の視点から客観的な発言を行っております。
取 締 役	伊 藤 邦 昭	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識を生かし、独立した立場と外部の視点から客観的な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	熊 田 登 与 子	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会4回のうち4回に出席し、また、監査等委員会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	平 野 善 得	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会4回のうち4回に出席し、また、監査等委員会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が11回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 35百万円

ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、アドバイザー業務についての対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、上記解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制

#### I. 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法第362条第4項第6号）について、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

##### (1) 基本の方針

- ① 取締役会は、取締役の職務執行が法令・定款に適合していることを確保するために、内部統制の機能が重要かつ不可欠であるとの認識に立ち、その整備・充実に向けて自主的な努力をする。
- ② 内部統制制度を確立しその有効性を確保するために、代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し運営する。

##### (2) 法令等の遵守体制の整備

- ① 内部統制が機能する環境として、企業倫理が周知・徹底された健全な企業風土を構築する。企業倫理や遵法精神の確立のために、行動規範である「木曾路行動憲章」の周知・徹底を図る。
- ② 取締役会の決議に当たっては、決議内容の適法性・妥当性を確保するために、  
(1) 善管注意義務・忠実義務、(2) 遵法精神、(3) 客観的・科学的事実認識、(4) 合理的手続、(5) 適時性の観点から議案を検討する。
- ③ 「内部監査室」は業務部門からの独立性を確保し、不正の未然防止・早期発見・再発防止に努める。
- ④ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、被害の防止に努める。
- ⑤ 企業倫理や法令遵守の問題に関する公益通報・相談制度を適切に運営する。
- ⑥ 業績評価・表彰においては、業容・体質関連項目の評価と共に、内部監査・衛生検査の成績や事故等の発生状況を勘案することとする。

##### (3) リスク管理体制の整備

- ① 衛生安全に関する基準を常に周知・徹底し、品質の確保と食品事故の未然防止に努める。
- ② 個別業務に係るリスクは各業務所管部が規程を定めて、適切な方法でリスクを管理する。
- ③ 過誤・不正等の事故の未然防止、早期発見のために異例異常取引を情報システムによって即時・重点的に監視する。
- ④ 情報システムの信頼性・安全性対策を適切に実施する。

- ⑤ 大規模災害等の発生時に人的・物的被害を最小限にとどめ、早期に営業を復旧し継続することを目的として「事業継続基本計画」を定め周知・徹底する。

#### **(4) 情報の保存・管理体制の整備**

- ① 文書等情報の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切な方法・期間で保管する。
- ② 株主総会、取締役会の議事録は関連資料とともに法定の期間、適切に保管する。
- ③ 内部者情報、個人情報等の取扱いに関する規程を整備し、その周知・徹底を図る。
- ④ 会社情報の開示については、「情報開示の基本方針」に基づき迅速・正確・公平な開示に努める。

#### **(5) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備**

- ① 会計規則・基準に基づき「経理規程」等を整備し、その周知・徹底・遵守に努める。
- ② 財務計数については、各々の業務実績を統合情報システムによって集計し、正確性と迅速性を確保する。
- ③ 相互牽制機能を情報システムによって確保し、異常の早期発見、迅速な対策推進に努める。
- ④ 月次損益制度により財務計数の内容を毎月検証し、適正性を確保する。

#### **(6) 取締役の職務執行（経営）の効率性を確保するための体制の整備**

- ① 組織効率と相互牽制機能の確保の観点から、業務分掌と責任・権限を適切に定める。
- ② 会社の業務は、経営方針・経営計画に基づき、組織的連携と統制の下に遂行する。
- ③ 利益管理においては、総合予算、月次予算、原価計算、独立採算の各制度のもとに計画的で整合性のある業績伸展と、問題点の早期発見・対策推進に努める。

#### **(7) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備**

- ① 当社は当社の子会社に対し、「関係会社管理規程」を制定しており、当該子会社の業務の適正を確保する体制の強化に努める。
- ② 子会社から定期的な業務執行に関する報告を受けるとともに、経営上の重要事項に関する報告及び協議を通じ子会社の適正な経営管理に努める。
- ③ 当該子会社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底に努める。

## (8) 監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制の整備

- ① 監査等委員会を補助する使用人を必要とするときは、監査等委員会からの依頼により適切な者を指名し、監査等委員会の指揮・命令の下で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立して、補助業務に当らせる。
- ② 取締役は会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは遅滞なく監査等委員会に報告する。また、監査等委員会からの求めにより業務・財産の状況について報告する。
- ③ 監査等委員会への報告を行った役員及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。
- ④ 監査等委員が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、その費用等を当社が負担する。
- ⑤ 監査等委員会の監査、内部監査、会計監査人監査は相互に連携を図り、各監査の実効性の確保に努める。

## II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、会社の業務の適正を確保するため、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、当連結会計年度は以下のような取り組みを実施しました。

- (1) 体制整備として組織改廃を適時行い、継続的に機構改革の実施とともに、職務分掌・職務権限を整理し、役割と責任・権限を明確にするよう努めております。また、コンプライアンスの徹底のため、引き続き、意識啓蒙施策の展開、社内報の発行、部門毎に勉強会等を実施しました。
- (2) 焼肉事業（大將軍・くいどん）の成長性、収益性の向上を目指すため、東日本・中部一体の販売施策の実施、また重複する本部機能を集約することでより効率的な運営をすべく、2023年7月1日付でグループ会社の(株)大將軍を吸収合併いたしました。2022年10月にグループ化した(株)建部食肉産業の食肉加工工場と既存の名古屋工場、千葉工場グループ内供給に最適な生産の体制構築してまいりました。
- (3) 内部監査体制を強化すると共に基準に沿った厳正監査を実施し、また、内部通報制度を適正に運用することにより、風通しのよい企業風土づくりに努めました。
- (4) 情報システムによる迅速・効率的な業務の監視を継続して実施しております。また、適正表示については当社独自の表示ガイドラインによる確認を実施しております。



- (5) 食品の安全・安心確保のため、衛生管理室に加え、独立性とより厳格な衛生検査を実施するために、衛生検査室を設置しております。他の衛生安全を所管する部署との協働により、品質確保と食品事故の未然防止に努めます。

### Ⅲ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分については、将来事業展開に備え内部留保の充実に努める一方、各期の収益状況や配当性向などを勘案するとともに株主各位への安定した配当を維持することを基本方針としています。

当期の剰余金の配当につきましては、この方針、業況を勘案いたしました結果、取締役会決議により1株当たり配当金として、前期の16円から1株当たり2円増額し、18円とさせていただきます。

なお、当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、第75期の期末配当は株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するために株主総会の決議事項としております。

- 
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満を切り捨て、その他の比率については四捨五入して表示しております。
2. 本事業報告に記載の金額には、消費税等は含んでおりません。
3. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当連結会計年度末現在のものです。

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>19,920</b>
現金及び預金	14,591
売掛金	1,970
商品及び製品	38
原材料及び貯蔵品	2,795
その他	525
貸倒引当金	△1
<b>固定資産</b>	<b>26,054</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>16,096</b>
建物及び構築物	7,904
機械装置及び運搬具	192
工具、器具及び備品	1,432
土地	6,138
リース資産	396
建設仮勘定	31
<b>無形固定資産</b>	<b>2,004</b>
のれん	1,257
その他	747
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,953</b>
投資有価証券	3,301
繰延税金資産	443
差入保証金	4,117
その他	120
貸倒引当金	△30
<b>資産合計</b>	<b>45,974</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>14,954</b>
買掛金	1,491
短期借入金	4,000
1年内返済予定の長期借入金	3,293
リース債務	159
未払費用	2,415
未払法人税等	760
資産除去債務	32
賞与引当金	673
その他	2,129
<b>固定負債</b>	<b>3,362</b>
長期借入金	478
リース債務	333
退職給付に係る負債	1,001
資産除去債務	1,315
その他	232
<b>負債合計</b>	<b>18,316</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>27,163</b>
資本金	12,648
資本剰余金	12,467
利益剰余金	2,982
自己株式	△934
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>494</b>
その他有価証券評価差額金	495
退職給付に係る調整累計額	△1
<b>純資産合計</b>	<b>27,657</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>45,974</b>

## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>I. 売上高</b>		<b>52,984</b>
<b>II. 売上原価</b>		<b>16,883</b>
売上総利益		36,101
<b>III. 販売費及び一般管理費</b>		<b>33,854</b>
営業利益		2,246
<b>IV. 営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	60	
その他	48	108
<b>V. 営業外費用</b>		
支払利息	41	
賃貸借契約解約損	20	
その他	14	76
経常利益		<b>2,278</b>
<b>VI. 特別利益</b>		
固定資産売却益	1	1
<b>VII. 特別損失</b>		
固定資産除売却損	188	
減損損失	1,532	1,720
税金等調整前当期純利益		<b>558</b>
法人税、住民税及び事業税	555	
法人税等調整額	△433	122
当期純利益		<b>436</b>
親会社株主に帰属する当期純利益		<b>436</b>

# 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>19,795</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,923</b>
現金及び預金	14,450	買掛金	1,477
売掛金	1,903	短期借入金	4,000
商品及び製品	42	1年内返済予定の長期借入金	3,293
原材料及び貯蔵品	2,743	リース債務	159
その他	656	未払費用	2,415
貸倒引当金	△0	未払法人税等	754
		賞与引当金	671
<b>固定資産</b>	<b>26,134</b>	その他	2,152
<b>有形固定資産</b>	<b>16,091</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,333</b>
建物	7,363	長期借入金	478
構築物	540	リース債務	333
機械及び装置	186	退職給付引当金	1,000
車両運搬具	3	資産除去債務	1,315
工具、器具及び備品	1,431	その他	204
土地	6,138	<b>負債合計</b>	<b>18,256</b>
リース資産	396	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	31	<b>株主資本</b>	<b>27,177</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,841</b>	資本金	12,648
のれん	1,175	資本剰余金	12,467
ソフトウェア	233	資本準備金	12,464
その他	432	その他資本剰余金	2
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,200</b>	利益剰余金	2,996
投資有価証券	3,301	利益準備金	392
関係会社株式	214	その他利益剰余金	2,603
繰延税金資産	441	固定資産圧縮積立金	24
差入保証金	4,099	別途積立金	2,200
その他	174	繰越利益剰余金	379
貸倒引当金	△30	自己株式	△934
<b>資産合計</b>	<b>45,929</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>495</b>
		その他有価証券評価差額金	495
		<b>純資産合計</b>	<b>27,672</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>45,929</b>

## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>I. 売上高</b>		<b>50,731</b>
<b>II. 売上原価</b>		<b>15,724</b>
<b>売上総利益</b>		<b>35,006</b>
<b>III. 販売費及び一般管理費</b>		<b>32,745</b>
<b>営業利益</b>		<b>2,260</b>
<b>IV. 営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	60	
その他	44	105
<b>V. 営業外費用</b>		
支払利息	38	
賃貸借契約解約損	20	
その他	14	73
<b>経常利益</b>		<b>2,293</b>
<b>VI. 特別利益</b>		
固定資産売却益	0	0
<b>VII. 特別損失</b>		
固定資産除売却損	184	
減損損失	1,532	
抱合せ株式消滅差損	370	2,087
<b>税引前当期純利益</b>		<b>205</b>
法人税、住民税及び事業税	548	
法人税等調整額	△426	121
<b>当期純利益</b>		<b>84</b>

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社 木 曽 路  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 浅井 明紀子

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 伊藤 貴俊

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社木曽路の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社木曽路及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社 木 曽 路  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅井 明紀子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊藤 貴俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社木曽路の2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤の監査等委員が子会社の非常勤監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席して子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業等の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社 木 曾 路 監査等委員会

取締役常勤監査等委員 稲 守 和 之 ⑩

社外取締役監査等委員 熊 田 登与子 ⑩

社外取締役監査等委員 平 野 善 得 ⑩

(注) 監査等委員熊田登与子氏及び平野善得氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 剰余金の処分に関する事項

当期は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う個人需要の回復等により、純利益は84百万円のプラス、期末の繰越利益剰余金は379百万円となりましたが、期末配当支払後の繰越利益剰余金を従来並みに維持したいと存じます。

つきましては、株主の皆様への安定的な配当を実施するため、別途積立金の取崩について、ご承認をお願いするものであります。

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金	1,000,000,000 円
-------	-----------------

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	1,000,000,000 円
---------	-----------------

#### 2. 期末配当に関する事項

剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への安定した配当を維持することを基本方針としております。

期末配当につきましては、これらの基本方針を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額 281,606,140円

年間配当金は1株につき18円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	吉江源之 <sup>よし え もと ゆき</sup>	代表取締役会長	再任
2	内田豊稔 <sup>うち だ とよ なる</sup>	代表取締役社長	再任
3	松岡利朗 <sup>まつ おか とし あき</sup>	常務取締役 第一営業本部長 兼 東日本本部長	再任
4	大橋 浩 <sup>おお はし ひろし</sup>	常務取締役 経営企画本部長	再任
5	合田光博 <sup>ごう だ みつ ひろ</sup>	取締役 木曽路東日本第三営業部長	再任
6	中根昌秋 <sup>なか ね まさ あき</sup>	取締役 営業推進本部長	再任
7	松井常芳 <sup>まつ い つね よし</sup>	社外取締役	再任 社外
8	伊藤邦昭 <sup>い とう くに あき</sup>	社外取締役	再任 社外

候補者 番号	1	吉江源之 <small>よし え もと ゆき</small>	(1947年7月18日生)	再任
<b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>				
1977年4月 当社入社 1978年6月 当社商品部長 1981年7月 当社専務取締役 1987年6月 当社代表取締役 1993年6月 当社代表取締役社長 2006年6月 当社代表取締役会長 2016年3月 当社代表取締役会長兼社長 2021年3月 当社代表取締役会長（現任）				
<b>所有する当社の株式数：200,091株</b>				
<b>取締役候補者とした理由</b>				
吉江源之氏は1993年に代表取締役社長に就任以降、長年に亘り経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。				

候補者 番号	2	内田豊稔 <small>うちだ とよなる</small>	(1959年9月17日生)	再任
<b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>				
1996年7月 当社入社 2003年7月 当社業務改革推進室 部長 2010年4月 当社名古屋工場長 2013年2月 当社執行役員大阪駐在 2017年6月 当社執行役員人事本部長兼人事部長 2018年4月 当社執行役員管理統括本部長兼人事本部長兼人事部長 2018年6月 当社執行役員管理統括本部長兼人事部長 2019年6月 当社取締役管理統括本部長兼人事部長 2019年7月 当社取締役管理統括本部長兼人事部長兼人材開発部長 2019年8月 当社取締役人事本部長兼人事部長兼人材開発部長 2019年10月 当社取締役中部本部長 2020年2月 当社常務取締役中部本部長 2021年3月 当社代表取締役社長（現任）				
<b>所有する当社の株式数：3,000株</b>				
<b>取締役候補者とした理由</b>				
内田豊稔氏は、当社で業務改革推進室、名古屋工場の責任者、執行役員大阪駐在を歴任し、2021年からは代表取締役社長を務めております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。				



候補者 番号	3	<small>まつ おか とし あき</small> <b>松岡利朗</b> (1964年9月26日生)	<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 5px; display: inline-block;">再任</div>
<b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>			
<p>1987年4月 当社入社</p> <p>2003年1月 当社人材開発部長</p> <p>2007年5月 当社人事本部長兼人事部長兼人材開発部長</p> <p>2008年6月 当社執行役員人事本部長兼人事部長兼人材開発部長</p> <p>2011年6月 当社取締役人事本部長兼人事部長兼人材開発部長</p> <p>2012年1月 当社取締役人事総務部長</p> <p>2016年9月 当社取締役人事本部長兼人事部長</p> <p>2017年6月 当社取締役大阪駐在</p> <p>2018年1月 当社取締役西日本本部長</p> <p>2019年8月 当社取締役東日本本部長</p> <p>2020年2月 当社常務取締役東日本本部長</p> <p>2021年1月 当社常務取締役東日本本部長兼(株)大將軍 代表取締役副社長</p> <p>2021年2月 当社常務取締役営業本部長兼中部本部長</p> <p>2022年9月 当社常務取締役営業本部長兼東日本本部長</p> <p>2024年2月 当社常務取締役第一営業本部長兼東日本本部長（現任）</p>			
<b>所有する当社の株式数：3,000株</b>			
<b>取締役候補者とした理由</b> 松岡利朗氏は、当社で人材開発部門、人事部門の責任者を歴任し、人事本部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、2011年より当社の取締役を務めており、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	4	おお 橋 浩 ほし ひろし	(1963年7月16日生)	再任
<b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>				
1987年4月 当社入社				
2010年5月 当社企画部長				
2011年4月 当社執行役員企画部長				
2013年6月 当社取締役企画部長、経理部、事務能率センター担当				
2017年6月 当社取締役管理統括本部長兼経営企画部長				
2018年4月 当社取締役東日本本部長				
2019年8月 当社取締役経営企画本部長兼経営企画部長				
2021年2月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長				
2022年6月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画部長				
2024年2月 当社常務取締役経営企画本部長（現任）				
<b>所有する当社の株式数：2,000株</b>				
<b>取締役候補者とした理由</b>				
大橋浩氏は、当社で経営企画部門の責任者を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、2013年より当社の取締役を務めており、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。				

候補者 番号	5	<small>ごうだみつひろ</small> <b>合田光博</b> (1962年9月22日生)	再任
<b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>1993年4月 当社入社</li> <li>1993年10月 当社木曽路環七小竹町店 店長</li> <li>2001年4月 当社木曽路東京営業部 エリアマネジャー</li> <li>2004年9月 当社木曽路東京第一営業部長</li> <li>2011年4月 当社執行役員就任</li> <li>2015年2月 当社執行役員木曽路名古屋営業部長</li> <li>2018年7月 当社執行役員海外事業部長</li> <li>2019年5月 当社執行役員鈴のれん営業部長</li> <li>2020年6月 当社執行役員木曽路大阪営業部長</li> <li>2021年2月 当社執行役員東日本本部長</li> <li>2022年9月 当社執行役員兼(株)大將軍代表取締役社長</li> <li>2023年6月 当社取締役兼(株)大將軍代表取締役社長</li> <li>2023年7月 当社取締役焼肉事業本部長</li> <li>2023年9月 当社取締役焼肉事業本部長兼焼肉東日本営業部長</li> <li>2024年2月 当社取締役木曽路東日本第三営業部長（現任）</li> </ul>			
<b>所有する当社の株式数：900株</b>			
<b>取締役候補者とした理由</b> 合田光博氏は、当社で木曽路営業部門の責任者を歴任し、2011年からは執行役員を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	6	<small>な が ね ち かし 秋</small> <b>中根昌秋</b> (1962年11月23日生)	再任
<b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b> 2003年12月 当社入社 2004年 2 月 当社木曽路黒川店 店長 2005年 8 月 当社木曽路東京第二営業部 エリアマネジャー 2012年 7 月 当社木曽路名古屋営業部長 2015年 2 月 当社木曽路東京第一営業部長 2020年 6 月 当社執行役員就任 2021年 2 月 当社執行役員西日本本部長兼木曽路大阪営業部長 2022年 2 月 当社執行役員営業企画本部長兼営業企画部長 2022年 9 月 当社執行役員営業本部副本部長兼中部本部長兼木曽路名古屋営業部長 2023年 6 月 当社取締役営業本部副本部長兼中部本部長兼木曽路名古屋営業部長 2024年 2 月 当社取締役営業推進本部長（現任）			
<b>所有する当社の株式数：800株</b>			
<b>取締役候補者とした理由</b> 中根昌秋氏は、当社で木曽路営業部門の責任者を歴任し、2020年からは執行役員を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	7	松井常芳 <small>まつい つねよし</small>	(1951年4月3日生)	再任	社外
<b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>					
1974年4月 東邦ガス(株)入社 1998年6月 同社 お客さまサービス部長 2001年4月 同社 リビング流通部長 2004年6月 同社 総務部長 2006年6月 同社 執行役員、東邦ガスリビング(株) 代表取締役社長 2008年6月 東邦ガス(株) 常務執行役員 2010年6月 同社 専務執行役員 2015年5月 東邦ガスリビング(株) 代表取締役会長 2015年6月 当社社外取締役（現任） 2016年5月 東邦ガスリビング(株) 相談役 2016年7月 (株)MA企画 代表取締役（現任） 2018年8月 (株)スタメン 常勤監査役					
<b>所有する当社の株式数：3,000株</b>					
<b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b>					
松井常芳氏は、東邦ガス(株)、東邦ガスリビング(株)の会社経営に長年に亘って携われ、会社経営に優れた実績を上げております。その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。					
候補者 番号	8	伊藤邦昭 <small>いとう くに あき</small>	(1951年6月22日生)	再任	社外
<b>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</b>					
1974年4月 (株)日本興業銀行〔現(株)みずほ銀行〕入行 1995年3月 同社 営業第10部副部長 1995年8月 (株)明輝商会 代表取締役社長（現任） 1998年2月 (株)ラミテック 代表取締役社長（現任） 2005年4月 (株)メイキ 代表取締役社長（現任） 2015年6月 当社社外取締役（現任）					
<b>所有する当社の株式数：1,000株</b>					
<b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</b>					
伊藤邦昭氏は、(株)日本興業銀行に入行し、その後(株)明輝商会代表取締役社長、(株)ラミテック代表取締役社長、(株)メイキ代表取締役社長を務めており、会社経営に優れた実績を上げております。その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。					

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
4. 当社は、松井常芳氏及び伊藤邦昭氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として各取引所に届け出ております。
5. 当社は、松井常芳氏及び伊藤邦昭氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定められる最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第2号議案が承認可決された場合の「スキルマトリクス」は、次のとおりです。

役 職	氏 名	企	外	営	法	財	人	コ
代表取締役会長	吉 江 源 之	●	●	●		●	●	●
代表取締役社長	内 田 豊 稔	●	●	●		●	●	●
常務取締役	松 岡 利 朗	●	●	●			●	●
常務取締役	大 橋 浩	●	●		●	●		●
取 締 役	合 田 光 博		●	●				●
取 締 役	中 根 昌 秋		●	●				●
取 締 役	松 井 常 芳	●		●				●
取 締 役	伊 藤 邦 昭	●		●		●		●
取 締 役 (監査等委員・常勤)	稲 守 和 之		●			●		●
取 締 役 (監査等委員)	熊 田 登与子				●		●	●
取 締 役 (監査等委員)	平 野 善 得	●			●	●		●

企：企業経営

外：外食業界

営：営業、マーケティング

法：法務

財：財務、会計、IT

人：人事労務、人材開発

コ：コンプライアンス、リスクマネジメント

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

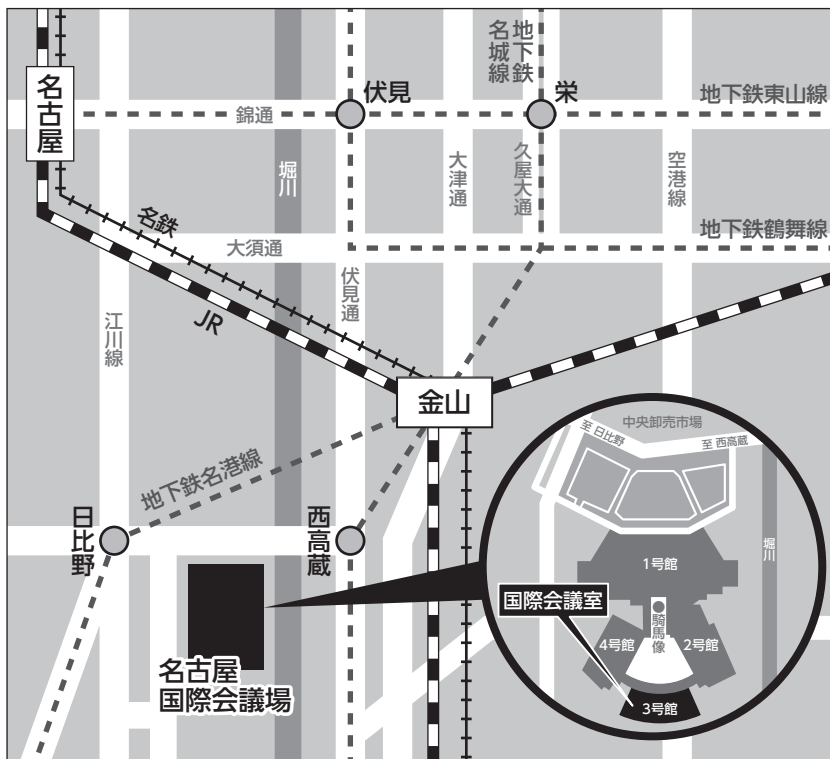
会場 〒456-0036

名古屋市熱田区熱田西町1番1号

名古屋国際会議場 3号館3階 国際会議室

電話 052(683)7711

※会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



## 交通のご案内

- 地下鉄 名港線「日比野」駅1番出口より徒歩5分
- 地下鉄 名城線「西高蔵」駅2番出口より徒歩5分

※公共交通機関をご利用ください。

